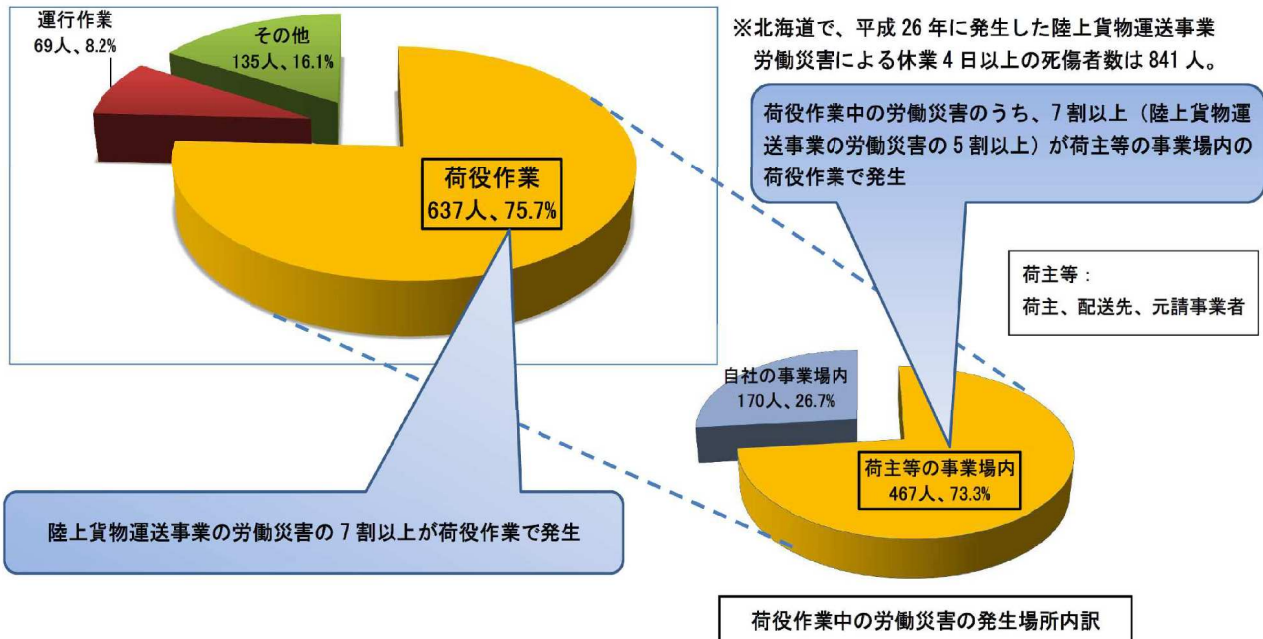


陸上貨物運送事業の荷主等の事業場内での労働災害発生状況

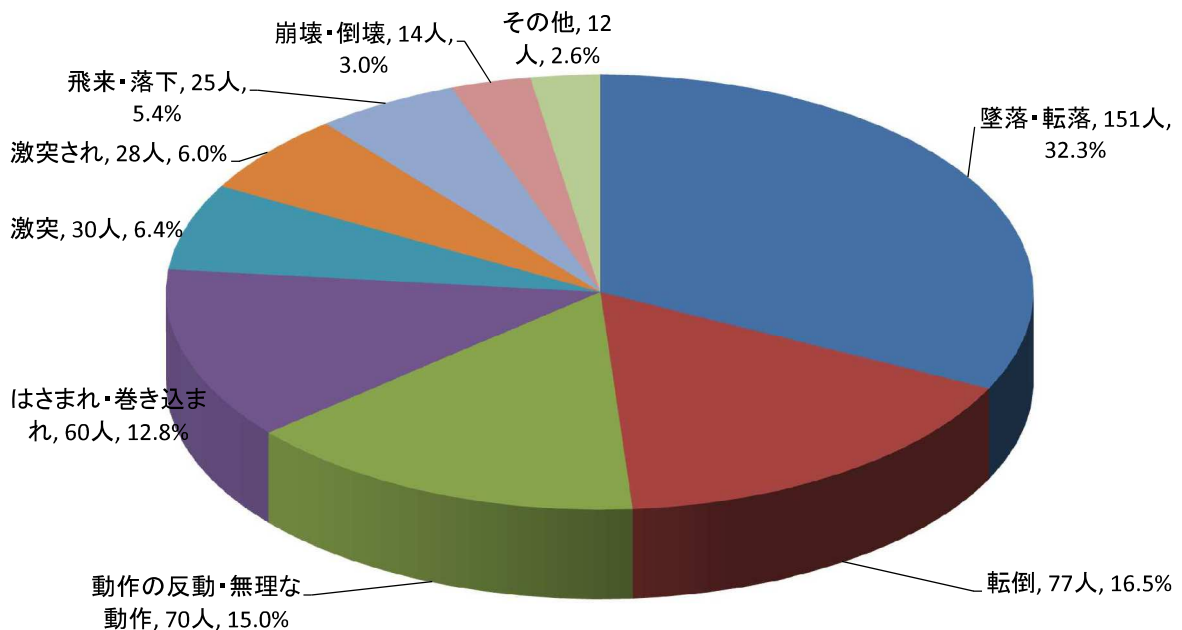
北海道労働局労働基準部安全課

陸上貨物運送事業の作業種類別の労働災害発生状況



陸上貨物運送業の労働災害は、7割以上が荷役作業で発生しています。
また、荷役作業中の労働災害のうち、7割以上が荷主等の事業場内で発生しています。

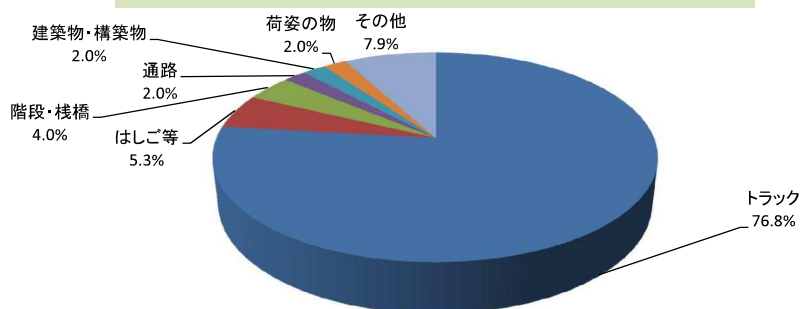
荷役作業のうち、荷主等の事業場内での労働災害発生状況 (事故の種類別、死傷者数467人)



陸上貨物運送事業の荷主等の事業場内での労働災害で一番多いのは「墜落・転落」(32%)、以下、「転倒」(17%)、「動作の反動・無理な動作(腰痛等)」(15%)、「はさまれ・巻き込まれ」(13%)となっており、以上の4種類で全体の4分の3を占めています。

荷役災害のうち、荷主等の事業場内で発生した労働災害の事故の種類別の起因物

「墜落・転落」の起因物別発生状況(死傷者数151人)



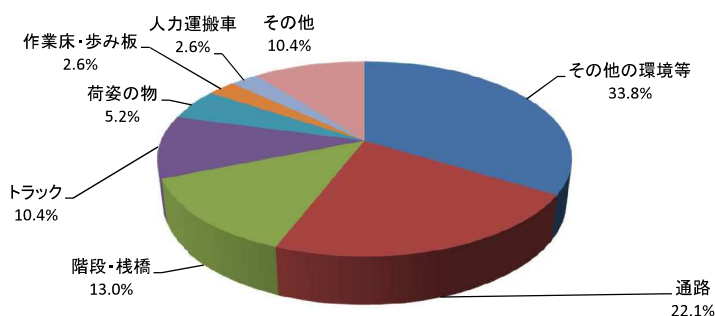
墜落・転落災害は、4分の3がトラックからのものです。

トラック(荷台等)からの墜落・転落災害防止のため、昇降設備を荷主等で用意するなどの協力をお願いします。

はしご、階段・棧橋、通路等からの墜落・転落災害防止対策についてもお願いします。

荷役作業従事者には保護帽を確実に着用させてください。

「転倒」の起因物別発生状況(死傷者数77人)

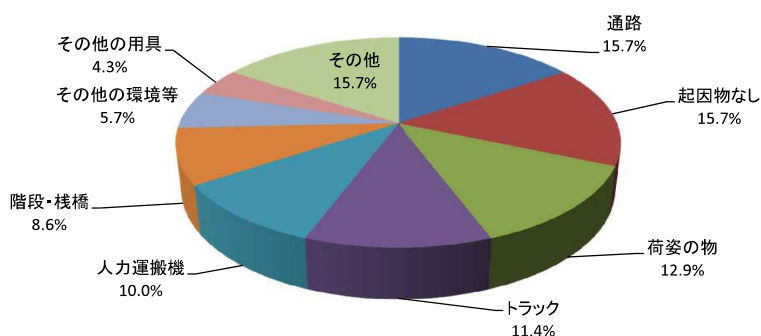


転倒災害は、その他の環境等(雪等)、通路、階段・棧橋、トラック(荷台等)など、様々な箇所が発生しています。

荷役作業場所の整理整頓、床の凹凸の解消、床の防滑対策をお願いします。

荷役作業従事者には、耐滑性・屈曲性のある安全靴を着用させてください。

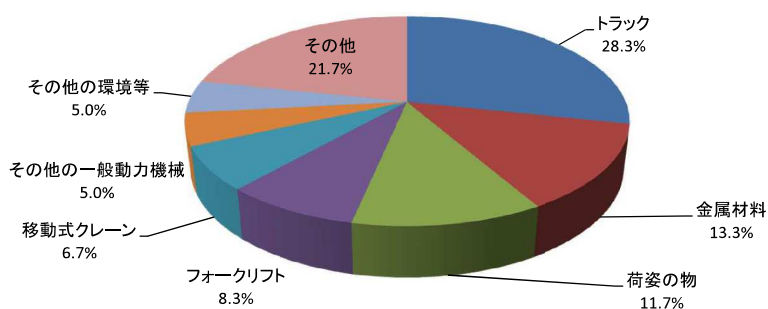
「動作の反動・無理な動作」起因物別発生状況(死傷者数70人)



腰痛、筋断裂、捻挫等に代表される「動作の反動・無理な動作」による災害は、様々な要因で発生しています。

多発している腰痛災害については、「職場における腰痛予防対策指針(平成25年6月18日付け基発0618第1号)」で示された対策を実施するようにお願いします。

「はさまれ・巻き込まれ」起因物別発生状況(死傷者数60人)



トラック、フォークリフト等による「はさまれ・巻き込まれ」災害は重篤な災害に繋がる可能性があります。

トラック等の運転手に荷役作業を行わせる場合は、荷主等と陸上貨物運送事業者の間で、「安全作業連絡書」により、荷役作業内容の事前調整をお願いします。

荷役作業場所のチェックリストを活用し、荷役作業時の労働災害防止の取組をお願いします。